

慢性閉塞性肺疾患の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（以下「COPD」という。）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては、せき、たん、息切れを特徴とします。現在、COPDは、健康日本21において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられています。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下します。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療では元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になります。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されています。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患や脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されています。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされていますが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断と早期治療への取組の強化が必要であります。

よって、国におかれましては、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるため、下記の事項について取り組むことを強く要望いたします。

記

- 1 地域におけるCOPDの検査体制を強化すること。
- 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策を推進すること。
- 3 COPDに対する認知度及びヘルスリテラシーを向上させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月19日

北海道江別市議会

提 出 先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣